

薬局・薬剤師を取り巻く現状及び ビジョン実現に向けた国の取組みについて

平成31年2月1日
かかりつけ薬剤師・薬局推進指導者協議会

厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課

本日の内容

1. かかりつけ薬剤師・薬局の推進等
2. 平成31年度薬剤師・薬局関係の主な予算案

1. かかりつけ薬剤師・薬局の推進等

2

かかりつけ薬剤師・薬局の推進等について

平成31年1月18日
全国厚生労働関係部局長会議
説明資料

① 患者のための薬局ビジョンについて

1. これまでの動き

- 平成27年10月に、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能を示した「患者のための薬局ビジョン」を策定・公表し、これを推進するため、平成28年度から「患者のための薬局ビジョン推進事業」を実施。その中で、平成30年度には40道府県47のモデル事業を実施。
- 厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において、薬局・薬剤師のあり方について検討を行い、平成30年12月にとりまとめを公表。
- かかりつけ薬剤師・薬局の推進に係る進捗状況を評価するため、薬局機能情報提供制度の項目を拡充する省令改正（平成29年厚生労働省令第109号）が平成31年1月1日に施行。経過措置は平成31年12月末まで。

2. 今後の取組

- 制度部会の「とりまとめ」では、薬剤師・薬局がその役割を果たすためには、各地域の実情に応じ、医師をはじめとする他の職種や医療機関等と情報共有しながら連携して、患者に対して一元的・継続的な薬物療法を提供することが重要であり、また、患者が自身に適した機能を有する薬局を選択できるようにすることが重要であるとされた。
- このため、法改正により、①薬剤師について、調剤時のみならず医薬品の服用期間を通じて、必要な服薬状況の把握や薬学的知見に基づく指導を義務づけるとともに、②患者が薬局を主体的に選択できるよう、特定の機能を有する薬局が当該機能を表示することを可能とする等の対応を行う予定。
- 来年度は予算事業として、これまでのモデル事業を踏まえつつ、制度部会における薬局・薬剤師のあり方の検討の方向性に基づくモデル事業及び地域における薬局の機能強化や連携体制構築のための調査・検討事業を実施する予定。

3. 都道府県等をお願いしたい事項（依頼）

- 薬剤師や薬局に関しては、法改正により、都道府県等での業務に影響する内容がある。法改正が円滑に施行できるよう、適宜情報提供を行いつつ、議論していきたいので、ご協力をお願いしたい。
- 予算事業に関しては、業務主管課だけでなく、関連部局や市町村とも適宜、適切に連携を取って事業の円滑な実施についてご協力をお願いしたい。
- 薬局機能情報提供制度の改正省令の施行について円滑かつ適正な運用にご協力をお願いしたい。

3

② 健康サポート薬局の推進について

- 健康サポート薬局は、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局。
- 国民による主体的な健康の保持増進の支援を実施する上での地域における関係機関との連携体制の構築などが要件として求められている。

都道府県等をお願いしたい事項（依頼）

- 健康サポート薬局については、現在検討している法改正後も、引き続き取組を進めていく。届出が更に進むよう、住民への健康サポート薬局の周知と、薬務主管課と医務、福祉、健康等を担当する関係課との連携をお願いしたい。

③ 登録販売者制度について

- 登録販売者は、各都道府県知事の実施する試験に合格し、都道府県知事の登録を受けた者であり、一般用医薬品（第2類、第3類医薬品）の販売等を担う専門家。
- 登録販売者の資質向上のため、一般用医薬品販売業者等は、自ら実施する研修に加え、外部研修ガイドラインに従い、全ての登録販売者に対して都道府県等に届出を行った外部の研修実施機関が行う研修を毎年受講させる必要があることを改めて周知する通知を平成29年8月24日に発出。
- 外部研修の実施状況の把握のため、上記通知において、都道府県等に対して、外部研修実施機関からの報告内容及び外部研修の受講状況の確認結果を年度ごとに厚生労働省に報告していただくよう依頼。平成29年12月6日の通知により、報告方法等を示すとともに、引き続き、外部研修ガイドライン等の周知を依頼。

都道府県等をお願いしたい事項（依頼）

- 登録販売者が適切に外部研修を受講するよう、関係機関等に対して、外部研修ガイドライン等の周知をお願いしたい。
- 外部研修の実施状況について、毎年4月末までに前年度の状況を厚生労働省へ報告していただくようお願いしたい。

4

平成30年12月25日公表 医薬品医療機器制度部会「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」（抜粋）

第3 薬剤師・薬局のあり方

2. 具体的な方向性

(1) 患者の薬物療法を支援するために必要な薬剤師・薬局における取組

① 服用期間を通じた継続的な薬学的管理と患者支援

- 現行の薬剤師法等の規定では、薬剤師は調剤時に情報提供や薬学的知見に基づく指導を行うことが義務づけられているが、薬剤の服用期間を通じて服薬状況の把握等を行うべき旨は必ずしも明確ではない。このため、薬剤師には、調剤時のみならず、薬剤の服用期間を通じて、一般用医薬品等を含む必要な服薬状況の把握や薬学的知見に基づく指導を行う義務があることを明確化すべきである。
- また、患者に対する継続的な薬学的管理・指導を効果的に実施できるよう、薬剤師に、上記により把握した患者の服薬状況等の情報や実施した指導等の内容について記録することを義務づけるべきである。
- 薬局開設者は、その薬局に従事する薬剤師に対して、上記に関する業務を実施させるべきである。

② 医師等への服薬状況等に関する情報の提供

- 薬剤師は、把握した患者の服薬状況等に関する情報について、医療機関・薬局において診療又は調剤に従事する医師、歯科医師、薬剤師へ適切な頻度で提供するように努めるべきことを明確化すべきである。

③ 薬剤師の資質の向上

- 以上のような役割を果たすためには、薬剤師自らが常に自己研鑽に努め、専門性を高めていくことが重要である。

(2) 患者が自身に適した薬局を主体的に選択するための方策

- 患者が自身に適した機能を有する薬局を主体的に選択できるよう、薬局開設許可に加え、特定の機能を有する薬局を法令上明確にし、当該機能を果たしうる薬局であることを示す名称の表示を可能とすべきである。なお、具体的な機能としては、「患者のための薬局ビジョン」においてかかりつけ薬剤師・薬局が備えていくことが必要とされた機能や患者等のニーズに応じて強化・充実すべきとされた機能を基本に、例えば、以下のような機能を持つ薬局が考えられる。
 - ・ 地域において、在宅医療への対応や入退院時をはじめとする他の医療機関、薬局等との服薬情報の一元的・継続的な情報連携において役割を担う薬局
 - ・ がん等の薬物療法を受けている患者に対し、医療機関との密な連携を行いつつ、より丁寧な薬学管理や、高い専門性を求められる特殊な調剤に対応できる薬局
- これらの薬局の機能に関する情報は、医療計画の策定等において活用されることが期待される。

5

第4 医薬品・医療機器等の製造・流通・販売に関わる者に係るガバナンスの強化等

1. 基本的な考え方

- 近年、承認書と異なる製造方法による医薬品の製造や医療用医薬品の偽造品の流通など、保健衛生上の危害の発生が懸念される不正事案が少なからず発生している。このような不正事案の今後の再発を防止することが肝要である。
- 過去発生した不正事案の多くでは、薬機法において医薬品・医療機器等を取り扱う者に求められている基本的な責務が果たされていなかったことが大きな要因と考えられる。これを踏まえ、薬機法上の許可等業者、許可等業者の役員及び許可等業者において選任された責任者・管理者等が、薬機法が求める責務を果たすことを担保するための措置を検討し、再発防止に取り組む必要がある。

2. 具体的な方向性

(1) 製造・流通・販売に関わる者のガバナンスの強化

① 許可等業者・役員の責務の明確化

- 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造・流通・販売に関わる薬機法上の許可等業者が、法令を遵守して業務を行うことを確保する必要がある。このため、許可等業者について、法令遵守、法令遵守のための体制整備等の必要な措置、必要な能力及び経験を有する責任者・管理者等の選任等の義務を明確化すべきである。
- 許可等業者が法人である場合には、その役員が許可等業者の法令遵守に責任を有することを明確にするため、以下の点を規定すべきである。
 - ・ 許可等業者の薬事に関する業務に責任を有する役員（責任役員）を薬機法上位置づけること。
 - ・ 責任役員による許可等業者の法令遵守を担保するため、必要な場合に、当該責任役員の変更を命じることができるものとする措置を定めること。
- 同一の薬局開設者が複数の自治体において開設許可を有している場合においては、その薬局開設者の法令遵守体制等に関する行政対応をより円滑に行うことができるようにするため、国や許可自治体が相互に密接な連携を行うための方策を整理する必要がある。

6

これからの薬剤師・薬局の在り方

- ・ 少子高齢化が進展する中、住民が身近な地域で安心して生活できるようにするため、医療・介護・保健・福祉等の関係機関が連携して、地域包括ケアシステムの構築を進める必要。
- ・ その一環として、薬剤師・薬局は、「かかりつけ薬剤師・薬局」として、医師・歯科医師や医療機関等と連携し、一元的・継続的な薬物療法の提供により患者を支援することが必要（医薬分業に本来期待される姿）。
- ・ 特に、需要の増加が見込まれる在宅医療や、外来での経口薬の処方が増加しているがん等における高度な薬学管理において、求められる役割を果たすことが必要。
- ・ これらを踏まえ、薬剤師・薬局が求められている機能を発揮するための法改正を行う。

（今回の改正案①）

薬剤師が、調剤時のみならず、薬剤の服用期間を通じて、必要な服薬状況の把握や服薬指導を行う義務等を明確化

（今回の改正案②）

特定の機能を有する薬局において、その旨の表示を可能とする

機能①

入退院時の医療機関等との情報連携や在宅医療等に一元的・継続的に対応できる薬局

機能②

がん等の専門性が高い薬学管理に対応できる薬局

患者に対する
一元的・継続的な服薬指導等の徹底

患者が自身に適した薬局を選択しやすい環境の整備

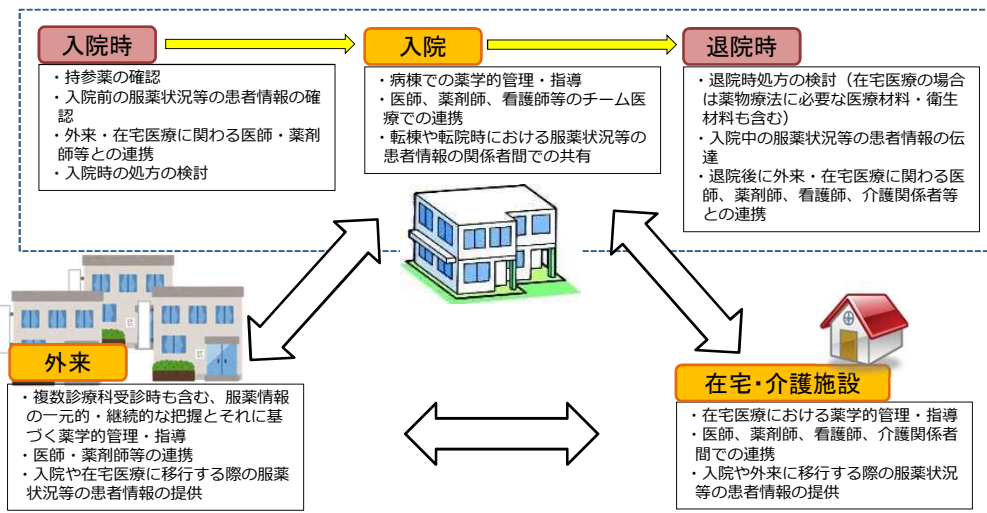
「かかりつけ薬剤師・薬局」として、有効かつ安全な薬物療法の提供を実現

7

薬物療法に関する連携（イメージ）

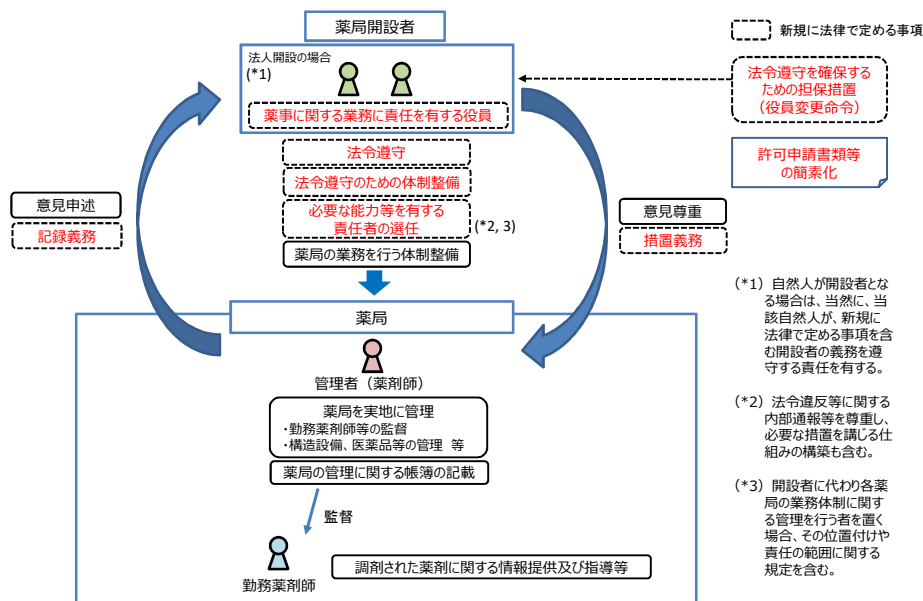
平成30年10月18日 第7回
医薬品医療機器制度部会
資料 2

- 安心・安全で質が高く効果的・効率的な医療・介護サービスを提供する上で、患者の薬物療法に関しても、有効で安全な薬物療法を切れ目なく継続的に受けられるようにすることが必要。
- このため、薬物療法に関わる関係者が、患者の服薬状況等の情報を共有しながら、最適な薬学的管理やそれに基づく指導を実施することが求められる。



8

薬局のガバナンス強化



※医薬品等の販売業者等について、役員変更命令を除き、同様の改正を行う。

9

医療分業の質を評価するKPIの設定・把握

○ 経済・財政アクション・プログラム2016（平成28年12月21日）において、「患者のための薬局ビジョン」の進捗状況を把握・評価する指標（KPI）として、『「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数』が位置づけられた。

○ このKPIについては、薬局機能情報提供制度に追加する項目のうち、次の項目を毎年全国集計し、把握する。

KPI： 「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医療分業の質を評価できる指標の進捗状況		
KPIの定義： 「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数		
「患者のための薬局ビジョン」で求められている機能	評価する項目	薬局機能情報提供制度の該当項目
患者の服薬情報の一元的・継続的把握	電子版お薬手帳又は電子薬歴システム等、ICTを導入している薬局数	第二の一（3）の（vii）と（viii）
薬学的管理・指導の取組	医師へ患者の服薬情報等を文書で提供した薬局数（過去1年間に平均月1回）	第二の二（8）
在宅業務への対応	在宅業務を実施した薬局数（過去1年間に平均月1回以上）	第二の二（6）
医療機関等との連携	健康サポート薬局研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種と連携する会議に出席している薬局数（過去1年間に1回以上）	第二の二（7）

<参考> 経済・財政再生アクション・プログラム2016 参考資料（主要分野のKPI）

「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況						
KPI						
KPIの定義、測定の考え方	「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数	かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定件数	重複投薬・相互作用防止に係る調剤報酬（重複投薬・相互作用防止加算・処方箋変更あり）の算定件数	各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数（見える化）	調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数	後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア

10

10

<参考> 経済財政諮問会議 新経済・財政再生計画 改革工程表2018
社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革 【指標①】 医療費・介護費の適正化 【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減 【指標③】 年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減 【指標④】 医療・福祉サービスの生産性（※1）の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量 【指標⑤】 医療・福祉サービスの質（※2）の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度	○大病院受診者のうち紹介状なしで受診したものの割合【2020年度までに400床以上の病院で40%以下】 ○重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて20%増加】 ○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2022年度までに60%】	○かかりつけ医の普及に取り組む都道府県割合【2020年度までに100%】 ○「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数【2022年度までに60%】 ○各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数【見える化】 ○調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて40%増加】	51. かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及

平成30年12月20日とりまとめ 11

薬局機能情報提供制度の拡充とKPIの設定について

H29年10月6日に改正省令を公布、H31年1月1日から施行
(経過措置として、都道府県のシステムの準備状況によってはH31年12月31日までは適用しない。)

※追加項目を太字で記載、枠はKPI

第一 管理、運営、サービスに関する事項

一 基本情報 (略)

第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項

一 業務内容、提供サービス

- (1) 認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類及び人数

(2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

(3) 薬局の業務内容

- (i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否
(ii) 一包装薬に係る調剤の実施の可否
(iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否
(iv) 浸煎せん薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否
(v) 薬局製剤実施の可否
(vi) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否

(vii) 薬剤服用歴管理の実施

イ 薬剤服用歴管理の実施の有無

ロ 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無

(viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付

イ 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否

ロ 薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否

(4) 地域医療連携体制

- (i) 医療連携の有無（例：地域におけるプレアボイドの取組）
(ii) **地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無**
(iii) **退院時の情報を共有する体制の有無**
(iv) **受診動向に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無**
(v) 地域住民への啓発活動への参加の有無

二 実績、結果等に関する事項

(1) 薬局の薬剤師数

(2) 医療安全対策の実施

(i) **副作用等に係る報告の実施件数**

(ii) **医療安全対策に係る事業への参加の有無**

(3) 情報開示の体制

(4) 症例を検討するための会議等の開催の有無

(5) 処方せんを応需した者（以下この表において「患者」という。）の数

(6) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数

(7) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムのための会議に参加した回数

(8) 患者の服薬情報等を医療機関に提供した回数

(9) 患者満足度の調査

- (i) 患者満足度の調査の実施の有無
(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無

12

健康サポート薬局の概要

健康サポート薬局

- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、
- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局
- 都道府県知事等に届出を行い、薬局機能情報提供制度に基づき公表。

※平成28年10月から届出開始

※「積極的な支援」とは

- ① 医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言
- ② 地域住民の身近な存在として健康の維持・増進に関する相談を受け付け、適切な専門職種や関係機関に紹介
- ③ 率先して地域住民の健康サポートを実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援も実施

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

- ① 服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ② 24時間対応、在宅対応
- ③ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化



健康サポート機能

- ① 地域における連携体制の構築
- ② 薬剤師の資質確保
- ③ 薬局の設備
- ④ 薬局における表示
- ⑤ 要指導医薬品等の取扱い
- ⑥ 開局時間
- ⑦ 健康相談・健康サポート

13

健康サポート薬局に係る現状

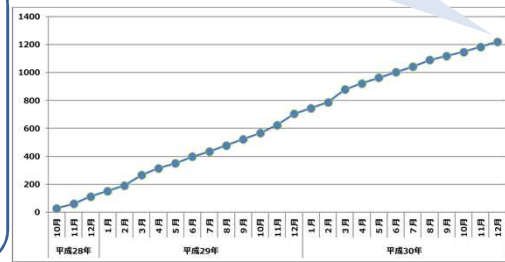
- 健康サポート機能の要件の1つである「薬剤師の資質確保」については、要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了していることとしている。
- 上記研修を実施する機関（研修実施機関）は、研修の実施要領及び研修内容について、厚生労働省が指定する第三者機関（日本薬学会）に確認を受けることとされている。

研修実施機関（平成30年10月現在）

- 公益社団法人日本薬剤師会・公益財団法人日本薬剤師研修センター
- 特定非営利活動法人Healthy Aging Projects for women
- 一般社団法人日本保険薬局協会
- 一般社団法人上田薬剤師会
- 一般社団法人薬局共創未来人財育成機構
- 一般社団法人日本薬業研修センター

健康サポート研修修了薬剤師数
14,000人超

健康サポート薬局の届出数
（12月末全国値）
1,220件



健康サポート薬局数

14

健康サポート薬局数

全数 1,220（平成30年12月28日時点）

北海道	6 7	東京都	1 2 2	滋賀県	1 4	徳島県	1 7
青森県	1 3	神奈川県	7 3	京都府	1 0	香川県	1 4
岩手県	7	新潟県	2 9	大阪府	1 2 8	愛媛県	1 4
宮城県	1 9	山梨県	9	兵庫県	1 5	高知県	6
秋田県	1 9	長野県	2 2	奈良県	1 0	福岡県	4 7
山形県	1 0	富山県	1 1	和歌山県	3 2	佐賀県	7
福島県	3 2	石川県	1 4	鳥取県	3	長崎県	8
茨城県	4 0	岐阜県	1 8	島根県	5	熊本県	3 3
栃木県	1 7	静岡県	2 1	岡山県	2 5	大分県	1 8
群馬県	2 5	愛知県	3 9	広島県	3 9	宮崎県	6
埼玉県	5 6	三重県	1 8	山口県	1 7	鹿児島県	1 6
千葉県	4 6	福井県	5			沖縄県	4

15

健康サポート薬局数（全150自治体別） 1/2 平成30年12月28日現在									
自治体	届出数	自治体	届出数	自治体	届出数	自治体	届出数	自治体	届出数
北海道 [67]	32	福島県 [32]	18	東京都 [122]	27	荒川区	5	長野県 [22]	18
札幌市	29	福島市	7	千代田区	4	板橋区	2	長野市	4
旭川市	2	郡山市	4	中央区	1	練馬区	8	富山県 [11]	7
函館市	2	いわき市	3	港区	5	足立区	8	富山市	4
小樽市	2	栃木県 [17]	13	新宿区	2	葛飾区	1	石川県 [14]	7
青森県 [13]	7	宇都宮市	4	文京区	2	江戸川区	8	金沢市	7
青森市	3	群馬県 [25]	13	台東区	6	八王子市	2	岐阜県 [18]	15
八戸市	3	前橋市	5	墨田区	6	町田市	9	岐阜市	3
岩手県 [7]	5	高崎市	7	江東区	1	神奈川県 [73]	9	静岡県 [21]	9
盛岡市	2	埼玉県 [56]	33	品川区	8	横浜市	43	静岡市	7
宮城県 [19]	7	さいたま市	18	目黒区	3	川崎市	9	浜松市	5
仙台市	12	川越市	3	大田区	4	相模原市	5	愛知県 [39]	17
秋田県 [19]	7	川口市	1	世田谷区	7	横須賀市	1	名古屋市	20
秋田市	12	越谷市	1	渋谷区	1	藤沢市	5	豊橋市	1
山形県 [10]	10	千葉県 [46]	29	中野区	0	茅ヶ崎市	1	岡崎市	1
茨城県 [40]	40	千葉市	3	杉並区	1	新潟県 [29]	13	豊田市	0
※ []内の数字は各都道府県内の全数		船橋市	5	豊島区	1	新潟市	16	三重県 [18]	16
		柏市	9	北区	0	山梨県 [9]	9	四日市市	2
									16

健康サポート薬局数（全150自治体別） 2/2 平成30年12月28日現在									
自治体	届出数	自治体	届出数	自治体	届出数	自治体	届出数	自治体	届出数
福井県 [5]	5	兵庫県 [15]	6	山口県 [17]	9	熊本県 [33]	25		
滋賀県 [14]	5	神戸市	6	下関市	8	熊本市	8		
大津市	9	姫路市	1	徳島県 [17]	17	大分県 [18]	15		
京都府 [10]	2	尼崎市	0	香川県 [14]	11	大分市	3		
京都市	8	明石市	1	高松市	3	宮崎県 [6]	5		
大阪府 [128]	56	西宮市	1	愛媛県 [14]	12	宮崎市	1		
大阪市	37	鳥取県 [3]	2	松山市	2	鹿児島県 [16]	9		
堺市	9	鳥取市	1	高知県 [6]	3	鹿児島市	7		
豊中市	6	島根県 [5]	4	高知市	3	沖縄県 [4]	2		
高槻市	5	松江市	1	福岡県 [47]	19	那覇市	2		
枚方市	5	岡山県 [25]	6	北九州市	7				
八尾市	7	岡山市	11	福岡市	18				
東大阪市	3	倉敷市	8	久留米市	1				
奈良県 [10]	5	広島県 [39]	8	大牟田市	2				
奈良市	5	広島市	27	佐賀県 [7]	7				
和歌山県 [32]	15	福山市	4	長崎県 [8]	6				
和歌山市	17	呉市	0	長崎市	1				
				佐世保市	1				
									※ []内の数字は各都道府県内の全数
									17

2. 平成31年度薬剤師・薬局関係の主な予算(案)

18

平成31年度薬剤師・薬局関係の主な予算案①

○薬局機能強化・連携体制構築事業費 212,035千円

医薬品医療機器等法の見直しの中で、薬局の果たすべき役割を整理し、地域包括ケアシステムにおいて、患者に対する最適な薬物療法の提供を支援できるような医薬分業及びかかりつけ薬剤師・薬局を推進することとしている。このため、薬剤師・薬局が地域において果たすべき役割や薬局間・医療機関等との連携体制を構築するためのモデル事業を実施する。

また、先進・優良事例を収集して事例集を作成し、地方自治体と情報共有することにより、かかりつけ薬剤師・薬局を推進する。

○医療情報化等推進事業 4,980千円

全国的な保健医療情報ネットワークの本格稼働に合わせて電子処方箋の普及・推進が求められているため、平成30年度に実施する実証事業の結果を踏まえて、より効果的・効率的な電子処方箋の仕組みについて検討を行う。

○全国薬局機能情報提供制度事業 6,004千円

地域住民への薬局機能の見える化を推進するため、全国統一の薬局機能情報提供システムの設計・作成・運営に関する調査を実施する。

19

平成31年度薬剤師・薬局関係の主な予算案②

○薬剤師養成事業費 9,731千円

○薬剤師生涯教育推進経費 等

地域包括ケアシステムにおけるかかりつけ薬剤師・薬局の機能の向上、薬剤師がチーム医療に貢献するために必要な知識、技能等の習得のための研修プログラムの作成及び指導を行うことができる薬剤師の育成を行う。

○医薬品適正使用普及啓発費 4,860千円

「薬と健康の週間」(10月17日～23日)にあわせて、かかりつけ薬剤師・薬局及び医薬品の適正使用等について、広く国民に普及啓発するためのポスター等を作成する。

○薬局医療安全対策推進事業費 83,892千円

薬局における医療安全の確保を図るため、ヒヤリ・ハット事例等を収集し、集積した情報の分析・評価を行う。

○一般用医薬品適正使用推進のための研修事業 5,048千円

登録販売者が消費者の状況に応じてより適正に対応できるよう、研修プログラムの作成及び研修や指導が行える登録販売者の育成を行う。

20

1. 薬局機能強化・連携体制構築事業（新規・推進枠）

平成31年度予算案額：212,035千円

概要

- 厚生労働省は、平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」を策定し、かかりつけ薬剤師・薬局を推進しており、平成28年度にはビジョン実現のためのアクションプランを作成。
- 平成28～30年度は「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けたテーマ別モデル事業を実施し、ビジョン実現に向けた方策を検討した。（参考：平成30年度患者のための薬局ビジョン推進事業（207,164千円））
- 薬局については、医薬品医療機器法施行後5年後見直しに向け、薬局・薬剤師のあり方についての検討を進めているところ。
- 平成31年度は、平成28～30年度のテーマ別モデル事業を踏まえつつ、さらなる医療の質の向上・効率化を目指すため、薬局・薬剤師のあり方の検討の方向性にあわせて事業を実施する。

1. 薬局機能強化・連携体制構築に向けたモデル事業

210,883千円

地域包括ケアシステムが構築される中で、薬局・薬剤師が他職種や医療機関等の関係機関と連携しながら、その役割が発揮できるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の推進、地域における薬局の機能強化・連携体制構築に向けた事業を実施する。

① 薬局の連携体制整備のための検討モデル事業

- ・ 特定の地域において、かかりつけ薬剤師・薬局の推進、地域における薬局機能強化や連携体制構築のためのモデル事業を実施する。

② 地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業

- ・ 地域における薬剤師・薬局の機能強化のための事業（薬業連携等の地域連携を行う人材育成事業等）を実施するとともに、かかりつけ薬剤師・薬局の推進、地域における薬局機能強化や連携体制構築のための調査や検討を実施する。

2. 「患者のための薬局ビジョン」を推進するための取組

1,152千円

「患者のための薬局ビジョン」における、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を強化する取組を推進する。

好事例の機展開を目的とした取組

- ・ かかりつけ薬剤師・薬局を推進する先進・優良事例の取組について情報共有等を促すために、地域ブロックごとの協議会の開催支援や事例集の作成・配布等を実施する。



21

①平成31年度薬局の連携体制整備のための検討モデル事業(案)

目的

- 平成31年度薬局の連携体制整備のための検討モデル事業(以下「本事業」という。)は、かかりつけ薬剤師・薬局の推進、地域における薬局機能強化や連携体制構築のために、平成30年12月25日付け厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会「薬機法等制度改革に関するとりまとめ」にある「第3 薬剤師・薬局のあり方」の方向性に向けたモデル事業を実施し、医療の質の向上・効率化に資する取組みを検証することを目的とする。

事業実施者

- 本事業は公募を行い、外部審査委員会の意見を聞いた上で、厚生労働省において採択を行う。
- 本事業の実施者は自治体等とする。ただし、事業実施者は事業の一部を再委託することができる。

事業の実施

- 事業実施者は、地域において薬局機能強化や薬局間等との連携体制構築のために対応すべき事案について、必要なモデル事業を実施し、上記の「薬剤師・薬局のあり方」の方向性に向けた必要な取組みを検証する。
例えば、各地域において、必要となる次のようなモデル事業を組合せて実施する。
 - ・薬剤師による情報提供及び薬学的知見に基づく指導の強化
 - ・地域における在宅医療を踏まえた薬薬連携の強化
 - ・地域における対応薬局等の確保
 - ・高度薬学管理機能を持つ薬局と地域におけるかかりつけ薬剤師・薬局との連携 等

22

②平成31年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業(案)

目的

- 平成31年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業(以下「本事業」という。)は、平成30年12月25日付け厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会「薬機法等制度改革に関するとりまとめ」にある「第3 薬剤師・薬局のあり方」を踏まえ、地域における薬局の機能強化及び連携体制構築のための調査や検討を実施することを目的とする。

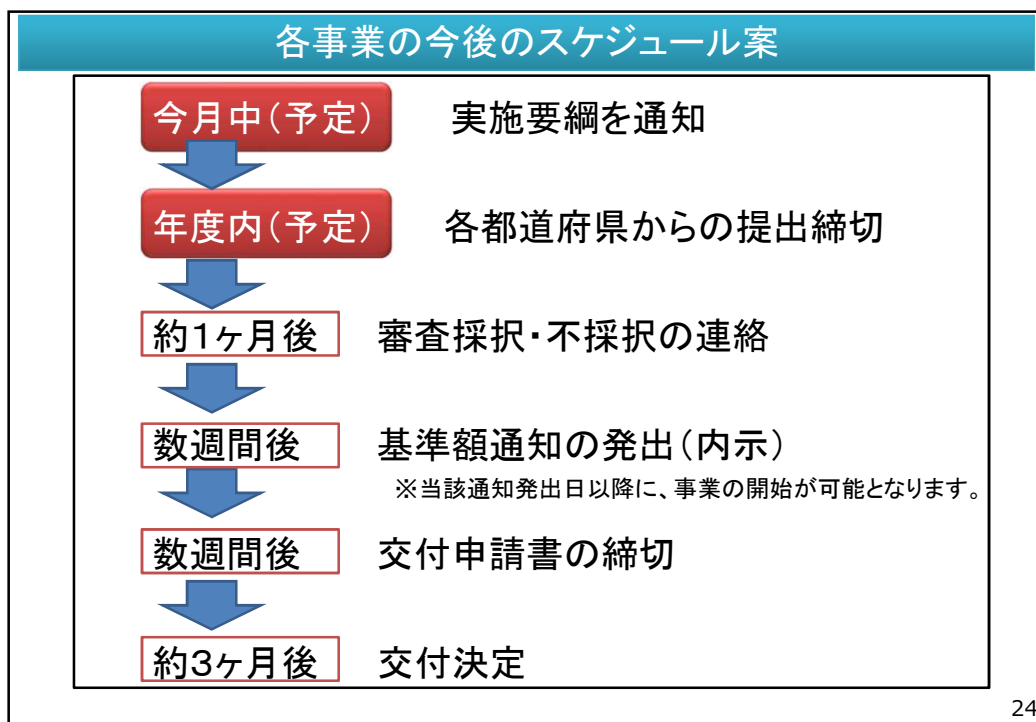
事業実施者

- 本事業は公募を行い、外部審査委員会の意見を聞いた上で、厚生労働省において採択を行う。
- 本事業の実施者は都道府県とする。ただし、都道府県は事業の一部を再委託することができる。

事業の実施

- 事業実施者は、地域における薬局機能強化や連携体制構築のため、
 - ・地域の現状や課題を把握するための調査を実施し、
 - ・医師をはじめとする多職種、他機関との連携協議体の場を作り、
 - ・必要な方策の検討を行う。なお、必要に応じて課題解決のための事業を実施しても差し支えない。

23



ご清聴ありがとうございました

● 薬局・薬剤師に関する情報
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/index.html
 厚生労働省から発出された薬局・薬剤師に関する法令・通知等の情報が入手できます。

● おくすりe情報
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/okusuri/index.html>
 普及啓発、法令検索、統計、最近の話題、薬剤師・薬学教育等の情報が入手できます。

● 医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）
<http://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medi-navi/0007.html>
 無料登録で、医薬品・医療機器の安全性情報、医薬品の承認情報がタイムリーにメールで配信されます。

厚生労働省 薬局・薬剤師
 検索

おくすりe情報
 検索

PMDAメディナビ
 検索

25

